

介護老人保健施設 陽だまり苑 ショートステイ 利用料御案内

平成28年 8 月 1 日

1. 全員共通にお支払いいただく費用

① 保険給付の自己負担額

介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なり、また2人部屋、4人部屋と個室によっても異なります。以下は1日あたりの自己負担分です。

要介護度	多床室（2人部屋・4人部屋）（日額）	個室（日額）
要支援1	626円	593円
要支援2	780円	734円
要介護度1	841円	768円
要介護度2	889円	813円
要介護度3	950円	874円
要介護度4	1,001円	926円
要介護度5	1,054円	977円

※ 上記施設サービス費には、サービス提供体制強化加算Ⅰ（1日18円）が含まれています。

送迎加算	184円	片道につき
------	------	-------

※ 「2割」と表記のある負担割合証をお持ちの方は、上記費用（1割負担）から2割負担になります。

② 利用料

※ 食費（1日あたり）

朝食	350円
昼食	400円
夕食	530円
おやつ	100円

※ 居住費（1日あたり）

従来型個室	多床室（2人部屋、4人部屋）
1,000	370

※ 食費、居住費について、国が定める負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費・居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費、居住費の上限となります。国が定める負担限度額段階（第1段階から第3段階まで）の利用者の自己負担額については、《別添資料1》をご覧ください。

※ 個室が空室の際、個室ご希望の場合はご提供できます。個室ご希望の方はお問い合わせ下さい。

種類	内容	利用料
理容代 美容代	毎月4回程度、出張による理髪サービスを提供しております。実費をご負担いただきます	1,000円/回，実費
日用品費	タオル、おしぼり（顔など）、石鹸、シャンプー トイレットペーパー、歯ブラシ、練り歯磨き	日額 108円 入所者の方にご負担いただきます。
教養娯楽費	レクリエーション材料代、道具代 花代、半紙代、手芸材料代、ビデオ	日額 108円 入所者の方にご負担いただきます。
私物洗濯代		100gにつき、30円
電気代		1品目につき、1日53円

※オムツ代は不要です。

2. その他の費用

その他施設サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、お客様に負担させることが適当と認められる費用は、お客様の負担となります。

医療法人 真誠会 介護老人保健施設 陽だまり苑

電話 088-686-1133

FAX 088-686-1118

「国が定める利用者負担限度額段階（第1～3段階） に該当する利用者等の負担額

- 利用者負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～第3段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第1～第3段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第4段階」の利用料をお支払いいただくこととなります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります）
- 各利用者負担段階に該当する利用者とは、おおまかには次のような方です。

【利用者負担第1段階】

生活保護を受給しておられる方や 所属する世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金^(注1)を受給しておられる方、中国残留邦人等支援給付を受給しておられる方

【利用者負担第2段階】

配偶者^(注2)及びその他の同一世帯員が市町村民税非課税で、かつ本人の前年中（1月1日から12月31日）の合計所得金額^(注3)と課税年金収入額と非課税年金収入額^(注4)の合計が80万円未満の方
 預貯金等が単身（1人世帯・配偶者なし）の場合は1,000万円以下、夫婦の場合は2,000万円以下である方^(注5)

【利用者負担第3段階】

配偶者^(注2)及びその他の同一世帯員が市町村民税非課税で、かつ第1、第2段階でない方
 預貯金等が単身（1人世帯・配偶者なし）の場合は1,000万円以下、夫婦の場合は2,000万円以下である方^(注5)

【利用者負担第4段階（減免対象外）】

市町村民税を課税されている方や 配偶者^(注2)及びその他の同一世帯員が市町村民税を課税されている方
 預貯金等が単身（1人世帯・配偶者なし）の場合は1,000万円、夫婦の場合は2,000万円を超える方

（注1）老齢福祉年金とは、明治生まれの方で、他に恩給等年金等の支給がなく、本人、扶養義務者の収入が一定以下であることなどを条件に、全額国庫で賄われる年金です。

（注2）配偶者は、世帯分離をしていても所得を勘案します。また婚姻届を提出していない場合も、勘案の対象になります。

（注3）合計所得金額とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます

（注4）非課税年金とは、障害年金、遺族年金（寡婦年金・かん夫年金・母子年金・準母子年金・遺児年金を含む）を指します。

（注5）預貯金等の金額を確認するため、通帳等の写しの添付が必要です。

- 利用者負担第4段階の利用者の方であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所しその利用料を負担すると、ご自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、「利用者負担第3段階」の利用料負担となります。
- その他詳細については、市町村窓口でおたずね下さい。

負担額一覧表（1日当たりの利用料。（ ）内は1ヶ月30日として）

	食 費	利用する療養室のタイプ	
		従来型個室	多床室
利用者負担第1段階	300 (9,000)	490 (14,700)	0
利用者負担第2段階	390 (11,700)		370 (11,100)
利用者負担第3段階	650 (19,500)	1,000 (30,000)	